

- | | |
|--|--|
| <p>(2) <u>施行規則第9条の20第1項に規定する
特定自動運行許可申請書</u></p> <p>(3) <u>施行規則第9条の23第1項に規定する
特定自動運行計画変更許可申請書</u></p> <p>(4) <u>施行規則第9条の25第1項に規定する
特定自動運行許可申請書記載事項変更届出
書</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、特定自動運行に
係る事務に関し必要な事項については、別に
警察本部長が定める。</u></p> | |
|--|--|

別記様式第7号の4，別記様式第7号の10及び別記様式第7号の17中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。